

新型コロナウイルスに関するQ&A
在南アフリカ共和国日本国大使館
目次

■現在の状況

- [Q1 南ア、エスワティニ及びレトにおける現在の感染者数等がわかるサイトを教えてください。](#)
- [Q2 南ア、エスワティニ及びレトに関する日本の渡航情報及び水際対策はどうなっていますか。](#)
- [Q3 南アにおけるワクチンの展開計画について教えてください。](#)
- [Q4 外国人もワクチン接種を受けられるのですか。](#)
- [Q5 ワクチン接種には予約が必要ですか。](#)
- [Q6 インターネットを使っていないのでEVDSに登録できません。どうすればよいですか。](#)
- [Q7 どのワクチンが接種されますか。](#)
- [Q8 南ア政府はワクチン接種証明書を発行していますか。](#)

■渡航情報、出入国

- [Q9 「広域情報」と「感染症危険情報」、「危険情報」の違いは何ですか。](#)
- [Q10 南アフリカの「感染症危険情報」と「危険情報」の状況を教えてください。](#)
- [Q11 エスワティニやレトの出入国はできるのでしょうか。](#)
- [Q12 南アへ入国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。](#)
- [Q13 南アから日本に向け出国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。](#)
- [Q14 一時帰国が難しいため日本の運転免許証が失効しますが、どうすればよいですか。](#)

■医療

- [Q15 南ア国内の最新の医療情報\(新型コロナウイルス関連\)はありますか。](#)
- [Q16 南ア滞在中に、風邪のような症状があります。どうすればよいですか。](#)
- [Q17 南ア国内で、COVID-19の検査はどこで受けられますか。](#)
- [Q18 南ア国内で海外渡航に必要なPCR検査\(陰性証明取得の目的\)を受けることはできますか。](#)
- [Q19 南ア国内で、検査で陽性と判定された場合、どうすればよいですか。](#)
- [Q20 南ア国内にかかりつけの医師や病院が無い場合は、どちらに行けばよいですか。](#)
- [Q21 南ア国内における「濃厚接触者」の定義とはどのようなものですか。](#)

■治安

- [Q22 南アの治安状況について教えてください。](#)
- [Q23 仮に南アで犯罪や暴動に巻き込まれた場合はどうすればよいですか。](#)

■大使館との連絡

- [Q24 大使館の連絡先を教えてください。](#)
- [Q25 大使館からの領事メールはどのようにして入手できますか。](#)

■現在の状況

Q1	南ア、エスワティニ及びレソトにおける現在の感染者数等がわかるサイトを教えてください。
A1	<p>以下のとおりです。</p> <p>(南ア)政府ポータルサイト https://sacoronavirus.co.za/ 国立感染症研究所(NICD) https://www.nicd.ac.za/</p> <p>※2022年8月以降、日次報告が行われなくなり、原則週次報告のみ行われています。</p> <p>(エスワティニ)政府公式ツイッター https://twitter.com/eswatinigovern1/</p> <p>(レソト)新型コロナ感染症事務局(NACOSEC)公式ツイッター https://mobile.twitter.com/nacosec/</p>
Q2	南ア、エスワティニ及びレソトに関する日本の渡航情報及び水際対策はどうなっていますか。
A2	<p>1 南ア</p> <p>(1)南アは、日本外務省から8月24日付で感染症危険情報レベル2(不要不急の渡航は止めてください。)からレベル1(十分注意してください。)に引き下げられました。具体的内容については外務省海外安全ホームページ(下記リンク)を御参照ください。</p> <p>(2)南アから日本への入国者は、水際対策強化に係る新たな措置(31)において、9月7日以降、ワクチン接種証明書(外務省及び厚生労働省において有効と確認し、措置(28)の別添2で定められたワクチン3回目接種済みであることの証明書。)を保持している場合は出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととなりました。</p> <p>上記ワクチン接種証明書を保持していない場合は、引き続き、日本入国時に、南ア出国前72時間以内の検査証明書(PCR検査陰性証明書)の提示が必要です。</p> <p>(水際対策強化に係る新たな措置(31)) https://www.mhlw.go.jp/content/000980075.pdf</p> <p>(3)水際対策強化に係る新たな措置(28)により、本年6月1日以降、南アは、「青」区分の国・地域に指定され、南アからの帰国者・入国者であれば、ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないこととなりました。</p> <p>(水際対策強化に係る新たな措置(28)1. に基づく国・地域の区分について) https://www.mhlw.go.jp/content/000945324.pdf</p> <p>(水際対策強化に係る新たな措置(28)の適用に当たって有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について) https://www.mhlw.go.jp/content/000943011.pdf</p> <p><関連リンク></p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_122.html#ad-image-0</p> <p>https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</p>

	<p>2 エスワティニ及びレソト</p> <p>エスワティニは、8月24日付で感染症危険情報レベル3からレベル2(不要不急の渡航は止めてください。)に引き下げられました。レソトは、同じく8月24日付で南アと同様に感染症危険情報レベル1に引き下げられました。</p> <p>日本入国時の水際対策措置について、エスワティニは、9月7日より「青」区分の国に指定され、エスワティニからの帰国者・入国者であれば、ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととなりました。</p> <p>レソトは、引き続き「黄」区分の国・地域に指定され、両国からの帰国者・入国者は、入国時検査を実施し、原則5日間の自宅等待機(入国後3日目以降に自主的に受けたPCR検査(1回)又は抗原定量検査(1回)の陰性結果を厚生労働省に届け出た場合に加え、入国後2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いて検査(2回)をし、両方の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合も、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めない。)となり、ただしワクチン3回目接種者については、入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととなりました。</p> <p>(ワクチン接種証明書の要件については以下を御参照ください。)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000943011.pdf</p> <p><関連リンク></p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_281.html#ad-image-0</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_130.html#ad-image-0</p>
Q3	<p>南アにおけるワクチンの展開計画について教えてください。</p>
A3	<p>南ア政府のワクチン展開計画(Vaccination Roll-Out Programme)は、当初、ワクチン接種の段取りを下記の3段階に分けていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1段階： 医療従事者にワクチンを接種する。 ●第2段階： エッセンシャル・ワーカー、60歳以上の人、18歳以上の基礎疾患保有者を対象にワクチンを接種する。(順次、接種対象者が拡大していますので、下記予約リンクから要件に合致しているか確認してください。) ●第3段階： 18歳以上の約2,250万人を対象にワクチンを接種する。 <p>その後、微修正を加えながら展開されています。最新の接種対象者の情報は以下のポータルサイトをご参照ください。</p> <p>南アに在住する全ての12歳以上の方を対象にワクチンの接種が行われております(ファイザー/ビオンテック社製ワクチンあるいはジョンソン・エンド・ジョンソン(J&J、ヤンセン)社製ワクチン(後者は18歳以上のみ)。18歳以上の方に対しては、ブースター接種が開始されています。接種間隔や接種可能なワクチンの種類については、頻繁に変更されていますので、適宜南ア公式サイト等で最新情報をご確認ください。3月11日時点で、以下の内容に変更されています。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/2022/03/11/national-vaccination-programme-circular-4-of-2022/</p> <p>その後、6月6日より、50歳以上の方を対象に、追加(2回目ないしは3回目の)ブースター接種が開始されました。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/2022/06/05/media-statement-government-offers-additional-booster-</p>

	<p>dose-for-people-50-years-and-older/</p> <p>下記の電子ワクチンデータシステム(EVDS)サイトもご参照ください。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/evds/</p> <p>(公式問い合わせ先)</p> <p>COVID-19 Public Hotline: 0800 029 999</p> <p>WhatsApp Support Line: 0600-123456</p> <p>info@vaccinesupport.org.za</p> <p>南ア国外で初回接種を完了し、南アでブースター接種を希望する場合、南ア国外での接種証明書を準備の上、個別に接種会場にお問い合わせ頂くことで、接種が可能となる場合があります。南ア政府指定の電子ワクチンデータシステム(EVDS)の記録上は、現状、南アで接種した分しか反映されませんので、接種証明が必要な場面では複数の証明書を組み合わせ提示頂くこととなります。</p>
Q4	外国人もワクチン接種を受けられるのですか。
A4	<p>南アに在住している12歳以上の人であれば、国籍、職業等を問わずワクチンを受けられます。接種対象者については上記A5の EVDS サイトをご確認ください</p> <p>ワクチンの接種はあくまで任意です。下記の登録及び接種に当たっては、御自身の御判断で進めていただくようお願いします。</p>
Q5	ワクチン接種には予約が必要ですか。
A5	<p>以下のリンクから、南ア政府指定の電子ワクチンデータシステム(Electronic Vaccination Data System: EVDS)サイトに入り、必要事項を入力して登録し、案内を待つこととされておりましたが、2022年6月現在、ワクチン接種会場に直接出向くことで、予約をしなくても当日の接種が可能となっています。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/evds/</p>
Q6	インターネットを使っていないのでEVDSに登録できません。どうすればよいですか。
A6	<p>南ア政府は、インターネット以外での登録手段として以下を案内しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 0600 123 456 にワッツアップ(WhatsApp)で「register」というメッセージを送る(その後登録手続きが始まります。) ・登録に関する相談のための南ア政府指定フリーダイヤル0800 029 999に電話し、相談する。 ・事前に登録を済ませておいたほうがスムーズに接種が受けられますが、2022年6月現在、ワクチン接種会場で直接登録することも可能です。パスポートをご持参ください。
Q7	どのワクチンが接種されますか。
A7	<p>南ア政府が指定するワクチンが接種されますが、どのワクチンかを事前に把握されたい方は接種前に確認してください。なお、現在のところ南アではジョンソン・エンド・ジョンソン又はファイザーのワクチンが接種されています。</p>

Q8	南ア政府はワクチン接種証明書を発行していますか。
A8	<p>2021年10月8日より、南ア政府はワクチン接種証明書の発行を正式に開始しました。同証明書は、ワクチン接種時に携帯電話のSNS上に個別に付与される接種番号を政府指定サイト(下記リンク)に入力することにより電子データで自動作成され、これをダウンロード、印刷して各自が所持するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EVDS(電子ワクチンデータシステム)ポータル https://sacoronavirus.co.za/evds/ ・ワクチン接種証明書システム https://vaccine.certificate.health.gov.za/

■渡航情報、出入国

Q9	「広域情報」と「感染症危険情報」、「危険情報」の違いは何ですか。
A9	<p>「広域情報」とは、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかけるものです。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/wide.html</p> <p>「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。危険情報の4段階の 카테고리を使用し、世界保健機関(WHO)等国际機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。また、4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html</p> <p>「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。</p> <p>各レベルの内容は以下のとおりです。</p> <div data-bbox="284 1317 1254 1529" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危険レベル</p> <p>凡例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レベル1：十分注意してください。」 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」 「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」 </div> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html</p>
Q10	南アフリカの「感染症危険情報」と「危険情報」の状況を教えてください。
A10	<p>南アに対する感染症危険情報及び危険情報の発出状況を示す図については、外務省海外安全ホームページ中の下記リンクを御参照ください。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsputhazardinfo_122.html#ad-image-0</p>
Q11	エスワティニやレソトの入国はできるのでしょうか。

A11	<p>エスワティニは、警戒レベルの引き下げにより、以下の条件での入国が可能となりました。また、30日以内の観光や就業を伴わない商用等の目的の場合はビザが免除されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航者は、エスワティニ出入国時に(ア)接種が完了した(原文注:2回接種のワクチンあるいは1回接種のワクチンいずれ接種回数を満たしていることを意味する。)新型コロナウイルスワクチン接種証明書、または(イ)入国時72時間以内のPCR陰性証明書のいずれについても紙または電子媒体を提示すること。 ・ 有効なワクチン接種証明書は、WHOが認可したワクチンを接種したことを意味する。これは必要に応じて適宜更新される。 ・ 入国時において、ワクチン接種カードではなくワクチン接種証明書のみが有効。 ・ エスワティニを出国する際には、航空会社、経由地及び渡航先が求める条件に従うこと。 ・ 12歳以下の子供は、上記の条件から除外される。 ・ 加えて、すべての渡航者は、入国時に新型コロナウイルスの症状、体温検査及び問診票の提出を行うこと。渡航者は、検問所の保健職員が必要と判断する場合、14日以内の検疫または隔離を求められることもある。 ・ エスワティニ保健省発表の入国ガイダンス https://www.gov.sz/images/COVID-19-Crossborder-Travel-Guidelines.pdf <p>レソトは、8月23日に警戒レベルをブルーからグリーンに引き下げたことにより、規制が撤廃されました。ただし、陸路及び空路での入国時にワクチン接種証明書、あるいは入国前72時間以内のPCR検査陰性証明書の提示が必要です。</p> <p>レソト政府の発表 https://www.facebook.com/photo/?fbid=152348814072789&set=pcb.152348977406106</p>
Q12	<p>南アへ入国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。</p>
A12	<p>2022年6月23日より、新型コロナウイルス検査陰性証明書やワクチン接種証明書の提示は不要となりました。</p> <p>南アでの90日以内の滞在の場合は、ビザ取得は免除となっています(就業を除く)。</p> <p>南アへの入国時のスクリーニングで問題がなければ隔離は求められていません。</p>
Q13	<p>南アから日本に向け出国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。</p>
A13	<p>日本入国時の水際対策措置が実施されています。下記の厚生労働省ウェブサイトをご参照の上、最新の情報をご確認ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</p> <p>また、2022年3月1日以降、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港で試行運用が行われていたファストトラック(入国時の検疫手続の一部の事前登録)について、3月9日からこれら4空港に加え、成田国際空港でも利用が可能となりました。ファストトラックの利用により、入国時の一部検疫手続きを事前に済ませることができるようになります。</p> <p>具体的には、MySOS アプリ、もしくは MySOS Web 上で、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書、検査証明書の登録を行うことで、入国時の検疫手続きを簡素化することができます。</p> <p>詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。</p>

	<p>https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/</p> <p>https://www.hco.mhlw.go.jp/</p> <p>さらに、Visit Japan Web サービスがあり、デジタル庁が提供する、海外からの入国者(海外から帰国する日本人も含む)が入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービスです。</p> <p>詳細については、下記のデジタル庁ホームページをご参照ください。 (https://www.digital.go.jp/policies/visit_japan_web/)</p>
Q14	一時帰国が難しいため日本の運転免許証が失効しますが、どうすればよいですか。
A14	<p>日本の警察庁より、運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様が活用可能な手続を一覧で公表しています。</p> <p>警察庁ホームページ「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」 https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html</p> <p><措置のポイント(一部抜粋)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。(リンク先画像2枚目) ・期限内に更新できなかった場合でも、以下の2つのいずれかにより、帰国後スムーズに免許の再取得ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ①免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することが可能です。(画像3枚目) ②外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1ヶ月以内であれば、更新と同じ手続で免許を取得することが可能です。(画像4枚目) ・また、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく(日本に上陸したときから1年間)、日本で運転することが可能です。(画像4枚目)

■医療

Q15	南ア国内の最新の医療情報(新型コロナウイルス関連)はありますか。
A15	<p>南ア政府によるポータルサイトに各種情報が随時掲載されていますので、必要に応じて御参照ください。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za</p> <p>各種ホットラインや、WhatsAppヘルプサービスなどの情報は以下を御参照ください。 https://sacoronavirus.co.za/contact/</p> <p>公的ホットライン 0800 029 999 WhatsApp 0600 123 456 (HI と送信)</p> <p>最近の入院数などの情報は、NICD(南ア国立感染症研究所)が公表しているサーベイランスレポートを御参照ください。 https://www.nicd.ac.za/diseases-a-z-index/disease-index-covid-19/surveillance-reports/</p> <p>変異株に関する解析データは、NICDが以下の URL で公開しています。 https://www.nicd.ac.za/diseases-a-z-index/disease-index-covid-19/sars-cov-2-genomic-</p>

	<p>surveillance-update/</p> <p>南アとは状況や規制内容が異なりますが、新型コロナウイルスやワクチンに関する一般的事項に関する参考として、下記の本邦厚生労働省のQ&Aを必要に応じ御参照ください。</p> <p>新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html</p> <p>新型コロナワクチンQ&A https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する情報を以下にまとめましたので、ご参照ください。</p> <p>(2021. 12. 3現在のオミクロン株関連情報) https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100268336.pdf</p> <p>(2021. 11. 18現在の情報) https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100262007.pdf</p> <p>(2021. 7. 15付け) https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100214548.pdf</p> <p>(2021. 1. 19付け) https://www.za.emb-japan.go.jp/files/20210119.pdf</p> <p>(2020. 7. 17付け) https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100075817.pdf</p> <p>(2020. 4. 21付け) https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100047224.pdf</p> <p>「ひとりひとりの力でできる新型コロナウイルス感染症対策」 https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100047079.pdf</p>
Q16	<p>南ア滞在中に、風邪のような症状があります。どうすればよいですか。</p>
A16	<p>この時期の風邪はCOVID-19(新型コロナウイルス感染症)を疑って行動することが大切です。微熱や軽微な症状であれば、外出は控え、自宅で療養することをおすすめします。同居人がいる場合には別室にし、マスクを着用、手洗いを徹底してください。症状が重い場合、症状が長引く場合、妊娠中や持病をお持ちの方は、かかりつけ医または近くの開業医に電話で受診可能かお問い合わせください。必ず、事前に電話で連絡することをおすすめします。</p>
Q17	<p>南ア国内で、COVID-19の検査はどこで受けられますか。</p>
A17	<p>発熱や咽頭痛、息切れ、咳などの症状のうちひとつでも当てはまれば検査対象となります。以前あった感染国への渡航歴・感染者との接触歴の有無は参考にはされますが、検査の必須条件ではありません。まずは、かかりつけ医やお近くの開業医に電話でお問い合わせください。かかりつけ医に</p>

	<p>よっては、自ら診療所で検体採取を行っている場合もありますが、多くは民間の検査機関（Lancet、Ampath、PathCare 等）に直接行くことを指示されます。軽症者は、結果が通知されるまでの間、自己隔離となります。これらの民間の検査機関では現在一律500ランドでPCR検査が受けられます。</p> <p>（検査実施機関の例）</p> <p>http://www.lancet.co.za/corona-virus-info-hub/</p> <p>https://www.ampath.co.za/</p> <p>https://www.pathcare.co.za/</p> <p>公立病院では無料で検査を行っていますが、可能な限り民間の検査機関で受けることを推奨します。民間は公立と比較して、検査体制が整っていること、結果が判明するまでの日数が比較的短いことが大きな利点です。</p>
Q18	<p>南ア国内で海外渡航に必要な PCR 検査(陰性証明取得の目的)を受けることはできますか。</p>
A18	<p>検査機関、ドラッグストア、医療機関等で可能ですが、検査を受けるための条件や結果取得までの時間が流動的ですので、事前に問い合わせた上での受検をお勧め致します。時期によって旅行目的の検査を受け付けていない施設もありますので、事前に受検を希望する施設に、最新の情報について直接ご確認ください。特に混み合っていない時期であれば、24時間程度で検査結果を得ることができる見込みです。即日発行は難しいことが多いため、余裕を持った検査計画を立てることをお勧めいたします。</p> <p>（検査実施機関の例）</p> <p>http://www.lancet.co.za/corona-virus-info-hub/</p> <p>https://www.ampath.co.za/</p> <p>https://www.pathcare.co.za/</p> <p>いくつかの民間検査機関等が空港内やその周辺での検査を提供しています。そのうち一部の検査機関において、追加料金を支払うことにより、数時間で結果を得ることのできるサービスを提供していますが、これらのサービスは非常に流動的であるため、ご利用にあたっては、必ず事前に実施の有無、サービスの内容をご確認ください。</p> <p>渡航先およびトランジット先によって、検査証明書に記載すべき条件が異なりますので、必要な条件を満たすかどうか、事前に各検査機関にご確認ください。</p> <p>なお、日本への渡航に際し、検体採取部位の記載が漏れていたり、日本政府が有効と認めるものではないなどの理由で、搭乗拒否された事例が過去複数発生しておりますので、下記ウェブサイトをよくご確認の上、条件を満たす書式をご準備ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html</p> <p>検査証明書の取得に際し、厚生労働省書式の使用は必須とはされておりませんが、搭乗時の無用なトラブルを避けるため、可能であれば取得をご検討ください(厚労省書式を取得される場合、南アの各ラボのオリジナルの書式とあわせて携行されることをお勧めします)。この項の末尾に、厚生労働省書式が発行できる検査機関の例を挙げていますので、御確認ください。</p> <p>（厚労省：【水際対策】出国前検査証明書）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html</p>

	<p>(厚労省:検査証明書について(Q&A))</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf</p> <p>直接検査機関で検査を行う場合、独自のフォーマットでしか検査結果を交付してもらえない場合も多いため、厚労省書式の入手を希望される場合、家庭医や旅行医に相談することをご検討ください。近隣の家庭医をお探しの場合、各私立病院のウェブサイト内にある医師検索欄や、民間の医師検索サイト(Medpages: https://www.medpages.info/sf/index.php?page=homepage)なども参考になります。過去に厚生労働省指定書式での検査証明書の発行が可能であった施設について以下に例を記載していますが、状況が流動的なため、時間的余裕を持って、事前によく確認の上、受検をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ampath – Rosebank Depot (8 Sturdee Avenue, Johannesburg) <p>https://www.ampath.co.za/covid-19-collection-sites</p> <p>電話 0114463825 / 0823200634 事前に申し込めば日本指定書式でも発行可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TRAVAC <p>https://www.travac.co.za/</p> <p>事前に相談することで厚労省書式の発行に対応。出張検査が可能。</p>
Q19	<p>南ア国内で、検査で陽性と判定された場合、どうすればよいですか。</p>
A19	<p>検査結果は直接検査施設より連絡があった場合、必ず検査を指示した医師と共有してください。その上で医師に必要な措置を講じてもらう必要があります。現在南アでは、軽症者でかつ住居環境に問題がなければ、自宅隔離の方針としております。重症の場合は、入院の上、医師の判断の下治療が行われ、退院、隔離解除の判断が行われます。</p> <p>2022年1月31日の閣議決定により、有症状の検査陽性者の隔離期間は、従来の10日間から7日間に短縮されました。また、無症状の検査陽性者の隔離は不要となりました。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/2022/01/31/cabinet-approves-changes-to-adjusted-alert-level-1-covid-19-regulations/</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/2022/02/03/summary-of-level-1-regulations-as-of-01-february-2022/</p> <p>なお、2月17日の保健省の回章において、無症状のCOVID-19感染者は隔離を行う必要はないものの、以下のことが推奨される旨説明されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査日から5日間は、人と接するときはマスクを着用すること。 2 検査日から5日間は、3人以上の集まりを避けること。 3 検査日から5日間、屋内で他の人との社交を避けること。 4 特に、高齢者(60歳以上)や基礎疾患(糖尿病、肺疾患、心臓病、腎臓病、がん、コントロールされていないHIV、免疫不全)のある者との社交は5日間避けること。 5 入院中の個人、又は介護施設など重症化するリスクのある人々が集まる環境では、無症状の感染者は検査日から5日間、別室又はCOVID-19病棟に隔離する必要がある。 6 無症状のCOVID-19感染者は、医療施設や介護施設では、検査日から5日間、職場から離れること。可能であれば、自宅からリモートで勤務すること。 <p>https://sacoronavirus.co.za/2022/02/18/circular-changes-to-covid-19-quarantine-isolation-</p>

	<p>and-contact-tracing/</p> <p>隔離中に症状が悪化した場合は、すぐに医師に連絡を取れる体制を取ってください。入院に関しては、私立病院・公立病院ともに対応しております。NICD(国立感染症研究所)の下記情報も御参照ください。</p> <p>https://www.nicd.ac.za/i-tested-positive-for-covid-19-what-now/</p> <p>南ア政府は、公式ホットラインを設けていますので、不明な点は以下にお問い合わせください。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/contact/</p> <p>電話:0800 029 999</p> <p>Official WhatsApp Help Service</p> <p>Send HI to 0600 123 456 on WhatsApp</p> <p>メール: info@vaccinesupport.org.za</p> <p>在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。</p>
Q20	南ア国内にかかりつけの医師や病院が無い場合は、どちらに行けばよいですか。
A20	<p>南ア政府は当初より各州の中核公立病院をCOVID-19における指定病院として発表しておりますが、邦人がよく利用されるNetcare、Mediclinic、Life系列の私立病院は環境面でより整っております。</p> <p>推奨される医療機関(私立病院)については、外務省ホームページ(世界の医療事情(南アフリカ))をご覧ください。</p> <p>https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/safrica.html</p> <p>一般診療医(GP)をお探しの場合は、各私立病院のHPにある医師検索欄や民間の医師検索サイト(Medpages: https://www.medpages.info/sf/index.php?page=homepage)も参考になります。</p>
Q21	南アでは「濃厚接触者」の考え方はあるのですか。
A21	<p>濃厚接触者と判断される場合は、接触した日から10日間の自己検疫を行うことになっておりましたが、2022年1月31日の閣議決定により、濃厚接触者については隔離を求めないこととなりました。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/2022/01/31/cabinet-approves-changes-to-adjusted-alert-level-1-covid-19-regulations/</p> <p>なお、以前において、濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触した方を指していました。南アにおいては、具体的には、感染者と対面で1メートル以内の距離で接した場合や、閉鎖された空間にて15分以上接触した場合を濃厚接触としていました。感染者の同居者や同じ教室で授業を受ける学生もこれに該当しました。感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から10日後まで)に接触のあった場合に濃厚接触の有無が問われていました。</p>

■治安

Q22	南アの治安状況について教えてください。
A22	<p>南ア国家警察は、2020年3月に規制が始まってから同年4月、5月と凶悪犯罪の発生件数が減少したと発表しました。しかしながら、同年6月以降、警戒レベルが段階的に引き下げられるとともに犯罪発生件数が増加し、例年に近い水準にまで治安は悪化しています。</p> <p>2021年7月には、抗議行動から発展した騒乱がクワズールー・ナタール州及びハウテン州を中心に、略奪行為、放火、殺人などが各地で発生し、大きな被害が増えました。</p> <p>コロナ禍において経済状況は悪化しており犯罪の懸念は高まっています。国家警察等は引き続き治安対策にあたっていますが、手口の凶悪化など治安情勢は厳しい情勢にありますので、外出するときは周囲への警戒を怠らないようにしてください。</p> <p>抗議行動が行われている場合、最新の情報を入手し、付近に近づかないなどの安全対策が必要です。</p>
Q23	仮に南アで犯罪や暴動に巻き込まれた場合はどうすればよいですか。
A23	<p>南アフリカは、平常時においても治安情勢に問題を抱えており、現在の状況下でも犯罪や暴動に巻き込まれないように、細心の注意を払うことが大切です。</p> <p>警備機器がある場合は在宅中も適切に警備機器を使用する、警備員の配置がある場合は警備員の出勤を確認する、要すれば契約警備会社にパトロール強化を依頼する、外出するときは常に周囲の状況を警戒するといった注意が必要です。</p> <p>万が一、犯罪の被害に遭った場合、南ア国家警察等の治安機関は業務を続けていますので、緊急通報番号10111又は最寄りの警察署へ通報して、指示を仰いでください。また、在南アフリカ日本国大使館にも御連絡ください。</p>

■大使館との連絡

Q24	大使館の連絡先を教えてください。
A24	<p>・在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in the Republic of South Africa 259 Baines Street, corner Frans Oerder Street, Groenkloof, Pretoria 0181, Republic of South Africa 電話: (27-12) 452-1500 Fax: (27-12) 460-3800 Eメールアドレス: consul@pr.mofa.go.jp https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop/ja/index.html</p> <p>・在ケープタウン領事事務所 Office of Consul of Japan, Cape Town 21st Floor Office, The Towers, 2 Heerengracht Corner, Hertzog Boulevard, Cape Town 8001, Republic of South Africa 電話: (27-21) 425-1695 Fax: (27-21) 4182116</p>

	<p>Eメールアドレス: enquiries@pr.mofa.go.jp</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/jp/embassy/consular_contact.html</p>
Q25	大使館からの領事メールはどのようにして入手できますか。
A25	<p>在留邦人の方に関しては、在留届けを提出されている方、短期旅行の方に関しては、「たびレジ」を登録された方に、大使館からの領事メールをお送りしています。</p> <p>・「たびレジ」の登録について https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/agree.html</p> <p>また、領事メール以外にも、当館ホームページ/Facebook/Instagram/Twitter(下記リンク)を確認してください。</p> <p>・在南アフリカ日本大使館ホームページ https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</p> <p>・在南アフリカ日本大使館Facebook https://www.facebook.com/JAPANinSA/</p> <p>・在南アフリカ日本大使館Instagram https://www.instagram.com/embassyofjapaninsouthafrica/</p> <p>・在南アフリカ日本大使館Twitter https://www.instagram.com/embassyofjapaninsouthafrica/</p> <p>・在ケープタウン領事事務所Facebook https://www.facebook.com/CoJCPT/</p>